

**建設局総務部職員課長代理、職員課担当係長、
建設局支部支部長代行、書記長との事務折衝**

令和7年3月18日
建設局職員にかかる勤務労働条件について事務折衝（議事録）

（局）

万博開催に伴って、円滑な来場者輸送の実現のため、万博会場へのアクセスルートや港湾施設を所管する大阪市と博覧会協会間において、来場者輸送に関する情報共有を綿密かつ迅速に実施するため、万博会場に隣接して設置される来場者輸送情報センター内に連絡要員として勤務する。

具体的には、会期期間中の令和7年4月13日から10年13日までを対象期間とし、万博開催時間9時から22時に対して、8時から22時までの従事が必要となる。単独の職員による従事となると、時間外勤務が長時間となり、職員の健康管理および時間外勤務の縮減を図る観点から、万博推進局及び建設局、港湾局の3班体制で、1日2交代で従事することとし、早出勤務の8時から16時30分と遅出勤務の13時30分から22時まで対応することとしていきたい。

本件への対応は、主に道路に関する情報を取り扱うことから、企画部および臨海地域事業推進本部の一部、道路河川部の職員により、交代で対応していく。業務の実施についても、平常時においては、来場者輸送情報センター内において通常業務に従事し、異常発生時の際に、情報収集を行い、市内部の関連部署と情報共有を行いながら、来場者の安全な輸送の確保につなげたい。

のことから、当該業務に従事する職員の従事当日の勤務時間を9時～17時30分から、早出勤務について「8時～16時30分」、休憩時間「12時15分～13時」、遅出勤務について「13時30分～22時」、休憩時間「17時30分～18時15分」に変更してまいりたい。

（支部）

今回の勤務時間の割振り変更については、基本的に了承するが、勤怠管理の徹底や当該期間中の体制が特定の組合員に集中することのないよう適切に対応すること。

また、従事される組合員に対しては、当該業務の内容や勤怠申請手続き等、詳細について事前に説明すること。

引き続き、今回のか、組合員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、時期を逸することなく協議を行うことを要請する。

（局）

職員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、適宜、協議を行ってまいりたい。